

令和2・3年度薩摩川内市水道施設工事入札参加資格について

1 入札参加資格の基準について

(1) 水道施設工事の入札に参加できる者は、本市の総合点を有する企業とする。

(2) 本市の総合点を有する企業については、次のとおり区分する。

ア 【市内業者】

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 平成30・31年度薩摩川内市建設工事入札参加資格において、総合点を有した業者（準市内業者を除く。）

(イ) 以下の全てを満たしている業者

a 本市の区域内に、建設業法第3条に規定する主たる営業所（ただし、登記簿に本店として登記されていること）を設けて、営業していること。

b 営業所の設置期間が10年以上であること。

ただし、次の要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(a) 営業所の設置期間が、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの間に10年に達することが見込まれること。

(b) 過去2年間に本市発注の建設工事を元請として受注し、その工事成績に65点未満がないこと。

(c) 過去において本市から指名停止措置を受けていないこと。

c 建設業許可があり、経営事項審査を受けていること。

d 本市発注工事（随意契約を含む。）において、元請としての受注実績があること。

e 使用人数が3人以上（経営事務の管理責任者：1人、専任で主任技術者となり得る者：1人、経理事務を担当する者：1人）であること。

f 市税（法人市民税、固定資産税等）の滞納がないこと。

g 看板等営業所であることを対外的に表示していること。

h 電気料金等公共料金の負担を証明できること。

i 常時契約を締結する事務所であること。

イ 【準市内業者】

以下の全てを満たしているもの

(ア) 本市の区域内に、建設業法第3条に規定する主たる営業所（ただし、登記簿に本店として登記されていること。）を設けて、営業していること。

(イ) 営業所の設置期間が1年以上であること。

(ウ) 建設業許可があり、経営事項審査を受けていること。

(エ) 本市発注工事（随意契約を含む。）について、受注実績があること。

(オ) 使用人数が3人以上（経営事務の管理責任者：1人、専任で主任技術者となり得る者：1人、経理事務を担当する者：1人）であること。

- (ハ) 市税（法人市民税、固定資産税等）の滞納がないこと。
 - (ニ) 看板等営業所であることを対外的に表示していること。
 - (ホ) 電気料金等公共料金の負担を証明できること。
 - (ヘ) 常時契約を締結する事務所であること。
- (3) 「準市内業者」が参加できる工事の入札は、当該入札公告の「発注区分・条件」の定めるところによる。
- (4) 本市の総合点は、次に掲げるところにより積算する。
- ア 経営事項審査の「総合評定値（P点）」を本市の「客観点」とし、本市の「主観点」を加えたものを、本市の「総合点」とする。（総合点＝客観点＋主観点）
 - イ 主観点
 - 次の（ア）から（サ）までに掲げるところにより算定した点数とする。
 - (ア) 工事成績・施工実績の換算

平成28年度から令和元年度までの間において本市が発注した工事の発注工事種別ごとに、それぞれの受注者の請負金額の合計額及び当該工事に係る工事成績の平均点に応じ、鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用して算定した点数とする。
 - (イ) ボランティア活動

本市消防団は地域社会に奉仕する活動を行っており、地域の安全・安心に寄与していることから、当該企業に消防団員がいるときは、消防団員1人につき2点を加点する。ただし、最高40点を限度とする。
 - (ロ) ゴールド集落及び特例ゴールド集落支援活動

本市の重要施策であるゴールド集落及び特例ゴールド集落支援について、当該支援活動を行った企業に対し、年度（平成30・令和元年度）ごとの活動につき、各10点を加点する。ただし、最高20点を限度とする。
 - (ハ) 災害協定の締結

本市と災害協定を締結している団体、又は締結している団体と災害相互協力協定を締結する団体の会員に対して、20点を加点する。
 - (ニ) 表彰実績

平成22年度から令和元年度までの間において、薩摩川内市優良建設工事施工企業等表彰実施要綱（平成19年薩摩川内市告示第490号）に基づき表彰を受けた企業に対して、各年度において40点を上限として次に掲げる区分により加点する。
 - a 最優良建設工事施工企業表彰を受けた企業 40点
 - b 優良建設工事施工企業表彰を受けた企業 20点
 - (ホ) サービスセンター

薩摩川内市水道事業サービスセンターの指定等に関する規程（平成16年薩摩川内市水道事業管理規程第19号）に規定する「サービスセンター」の指定を受けている業者（指定を受けている団体に属する業者を含む。）に対して、20点を加点する。

(4) 水道関係技術者

水道施設の品質を確保するため、次に掲げる技術者の免許又は資格を有する者の数により算定した数を加点する。

この場合において、最高60点を限度とする。(【A区分】 + 【B区分】 ≤ 60点)

【A区分】(上限なし)

一級管工事施工管理技士	4点/人
二級管工事施工管理技士	2点/人
一級配管技能士	4点/人
二級配管技能士	2点/人
給水装置工事主任技術者	4点/人
給水装置工事配管技能者講習修了者	2点/人
日本水道協会配水管技能者講習修了者	1点/人
日本ダクタイトイル鉄管協会配管技能者講習修了者	1点/人

【B区分】(最高20点)

一級土木施工管理技士	4点/人
二級土木施工管理技士	2点/人

(5) 保護観察対象者の雇用支援

鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している企業に対して、2点を加点する。

(6) 担い手確保

a 若手活躍を推進するため、若手技術者(令和元年8月1日以前から継続して雇用されている、昭和59年2月2日以降に生まれた有資格技術職員)を雇用する企業に対し、当該技術者1人につき2点を加点する。

b 女性活躍を推進するため、女性技術者(有資格技術職員)を雇用する企業に対し、当該技術者1人につき2点を加点する。

(※ a b双方に該当する技術者にあつては、いずれか一方の加点対象とする。)

(7) 働き方改革推進

仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進するため、イクボス宣言を行い、本市(ひとみらい政策課)に届出を行っている企業に対し、2点を加点する。

(8) 指名停止措置等

薩摩川内市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成16年薩摩川内市訓令第37号)に基づき指名停止を受けた企業及び本市が発注した工事の受注者で、当該工事に遅延が生じたものについては、次に掲げるところにより減点する。

a 指名停止措置	3箇月未満	回数×(-12点)
	3箇月以上6箇月未満	回数×(-23点)
	6箇月以上	回数×(-36点)
b 工事遅延	15日以上30日未満	回数×(-6点)
	30日以上60日未満	回数×(-12点)
	60日以上	回数×(-20点)

2 指名基準について

- (1) 指名競争入札に付する場合、その競争性を確保するため、指名業者数は10者以上を原則とする。
- (2) 指名競争入札に付する工事は、緊急性・地域性・信頼性を要する工事とする。